

どんな些細な事でも  
ご相談ください。

- 私たちは、まずお客様の見えない財産や、リスクを診断させていただきます。
- 診断内容につきましては、例えば後継者育成のため、あるいは円満な相続のため、他にも様々ですが、まず総合的な診断を行い、お客様にふさわしい対策をご提案させていただきます。
- 資産管理のノウハウは、資産税に特化した35年という年数が実証されるように、お客様の立場にたち余すことなく力を発揮させていただきます。
- 法人税・所得税・資産税等の専門税理士10名の他に、弁護士等、様々なニーズに対応した専門科が控え、あなたが抱えるあらゆる悩みに適確にお答えいたします。



51 不動産関連の税務相談の他に、税務に関する全ての相談に応じます。  
不動産等の情報を、会報等で適時ご提供いたします。

### 会員資格

1. 本会員  
財産評価を依頼される方
2. 特別会員  
本会員以外で、不動産関連の税務相談を希望される法人および個人の方。

### 会費

1. 本会員  
一口 30,000円 / 月
  2. 特別会員  
法人 一口 20,000円 / 月  
個人 一口 10,000円 / 月
- 資産活用の項目につきましては、別料金となりますが、月額会費を充当することも出来ます。

### 入会金・財産評価の初期費用

1. 本会員 無料
2. 特別会員 法人 20,000円  
個人 10,000円
3. 財産評価を依頼される方の初期費用は、財産評価の報酬額によります。

### 資産活用業務

1. 贈与
  - ・計画的な土地建物の贈与
  - ・計画的な預貯金、有価証券の贈与
  - ・配偶者に対する居住用財産の贈与
  - ・家族への贈与による節税対策
2. 相続
  - ・相続税の納税猶予制度の活用
  - ・相続税の延納、物納の方法
  - ・相続財産の譲渡の方法
  - ・遺言書の効力と活用の方法
  - ・相当の地代方式による相続税対策
3. その他
  - ・生前、死亡退職金の活用
  - ・賃貸住宅建設の公的資金の活用
  - ・農業法人の活用

### 特典

1. 相続税および地価税の申告書類作成報酬は、税理士報酬規定二より算出して掲示いたしますが、優遇サービスさせていただきます。
  2. 下記の業務報酬は、月額会費より充当も出来ます。
- 資産活用業務 / 報酬を事前に明確にして掲示いたします。この報酬に月額会費を充当することも出来ます。  
不動産所得 / 確定申告報酬に月額会費を充当することができます。



YMGグループ

お問合せ・ご相談はこちらへ  
〒226-0025 神奈川県横浜市緑区十日市場町861-6  
TEL.045-983-0110 FAX.045-983-5617  
Email : info@ymgnet.co.jp  
U R L : http://www.ymgnet.co.jp